

みずほ日本債券アドバンス(豪ドル債券型)

追加型投信 / 内外 / 債券

愛称 **ちよっとコアラ**



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「みずほ日本債券アドバンス(豪ドル債券型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2016年9月15日に関東財務局長に提出しており、2016年10月1日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号	
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円(2016年10月1日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	12兆9,473億円(2016年5月末現在)

※委託会社は2016年10月1日に統合しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は統合前のものであり、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社の3社の合計金額です。

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

アセットマネジメントOne株式会社

- コールセンター 0120-104-694
※受付時間：営業日の午前9時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>

商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券) ^{※1}	年12回(毎月)	日本 オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

国内およびオーストラリアの公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 国内の公社債およびオーストラリアの公社債(豪ドル建て)を主要投資対象とします。

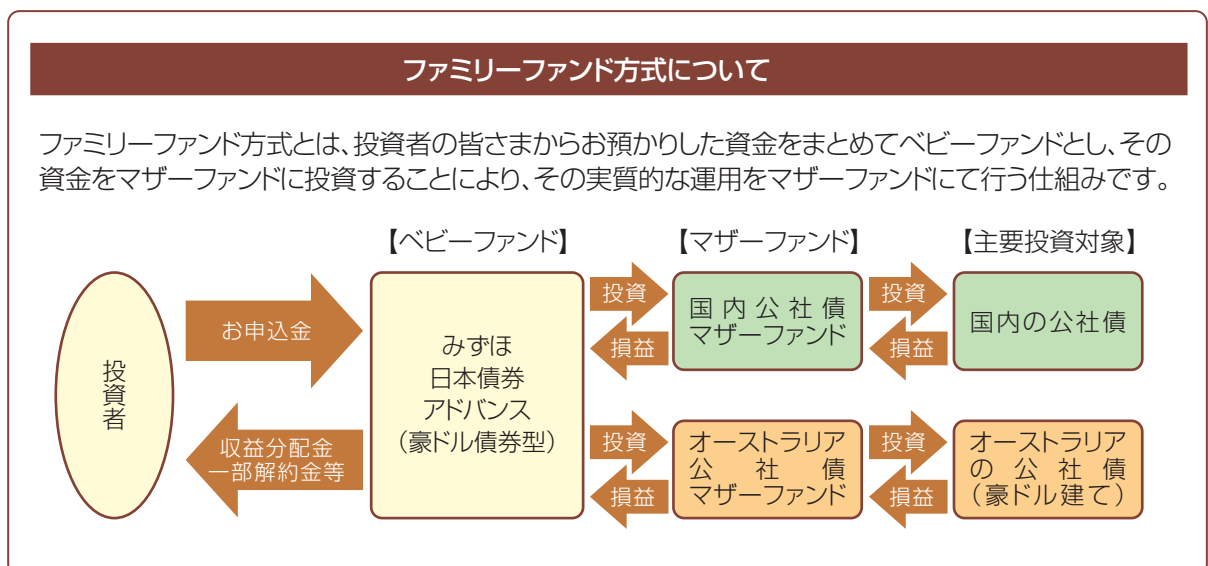
- ◆国内の公社債への投資にあたっては、信用リスク、流動性等を考慮のうえ、残存期間の分散を図ります。
- ◆オーストラリアの公社債への投資にあたっては、原則としてソブリン債を中心とすることを基本とします。

※オーストラリア以外の国や企業等が発行する豪ドル建ての公社債にも投資することがあります。

ソブリン債とは

- ・各国政府や政府機関等が発行する債券の総称であり、国債や政府機関債などが該当します。
- ・当ファンドにおいては、州政府や公社・公団が発行する債券、世界銀行・アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券なども「ソブリン債」の一種と位置付けます。

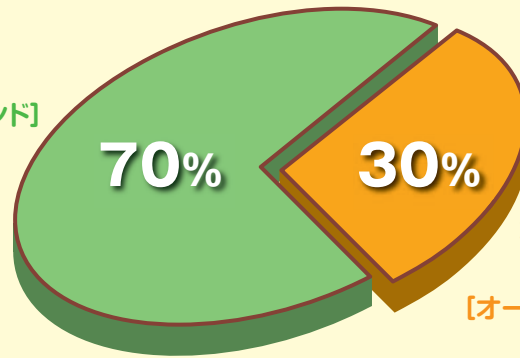
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆「国内公社債マザーファンド」および「オーストラリア公社債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



- 2 原則として、国内公社債マザーファンド受益証券70%、オーストラリア公社債マザーファンド受益証券30%を基本投資配分とします。

< 基本投資配分 >

国内の公社債
[国内公社債マザーファンド]



オーストラリアの公社債
(豪ドル建て)
[オーストラリア公社債マザーファンド]

運用プロセス

国内の公社債

Step1 銘柄の選定

- 信用リスク、流動性等を考慮
- 国債および政府保証債以外の公社債は、原則として取得時においてBBB格相当以上の格付けを得ているもの

Step2 ポートフォリオの構築

- 組み入れる公社債の残存期間は原則として最長15年程度
- 組入銘柄の残存期間の分散を考慮しポートフォリオを構築
- 公社債の組入比率は、原則として高位を維持

国内公社債マザーファンド

オーストラリアの公社債

Step1 銘柄の選定

- 基本としてソブリン債を中心に投資
- オーストラリアのファンダメンタルズ分析やマクロ経済分析を行い、金利動向、種別・発行体(格付け)、流動性等を考慮

Step2 ポートフォリオの構築

- ファンド全体の平均デュレーションは5年±3年程度を基本
- 公社債の組入比率は、原則として高位を維持

オーストラリア公社債マザーファンド

70%

30%

みずほ日本債券アドバンス(豪ドル債券型)

- 実際の投資配分が基本投資配分から一定幅を超えて乖離した場合は、できるだけ速やかに調整
- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とする。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

1 ファンドの目的・特色

3 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、安定した収益分配を継続的に
行うことを目指します。

分配方針

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

[収益分配のイメージ]



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、当ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資制限

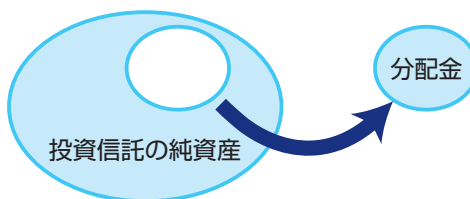
株 式	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

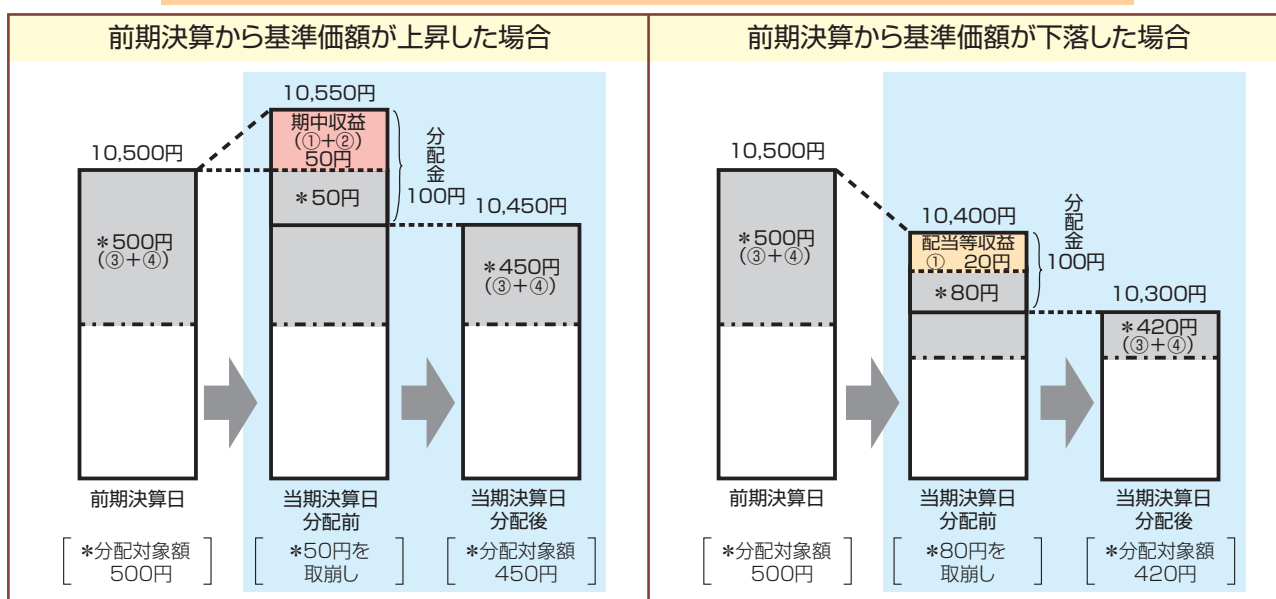
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



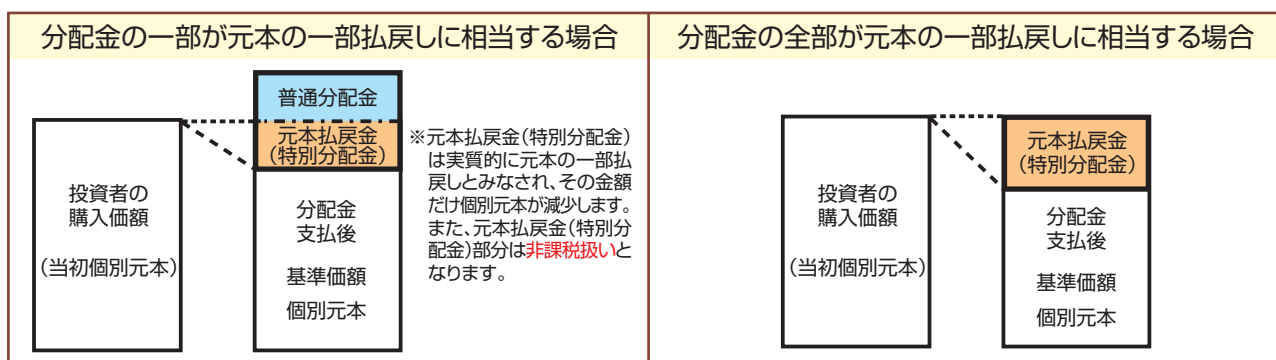
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

金利変動リスク



一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク



当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として豪ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク



当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

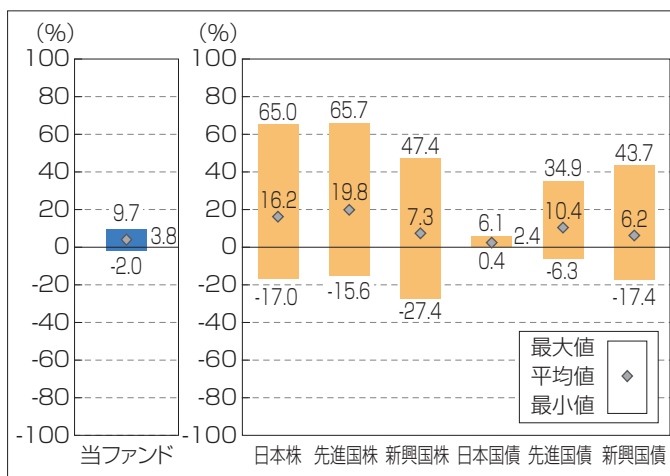
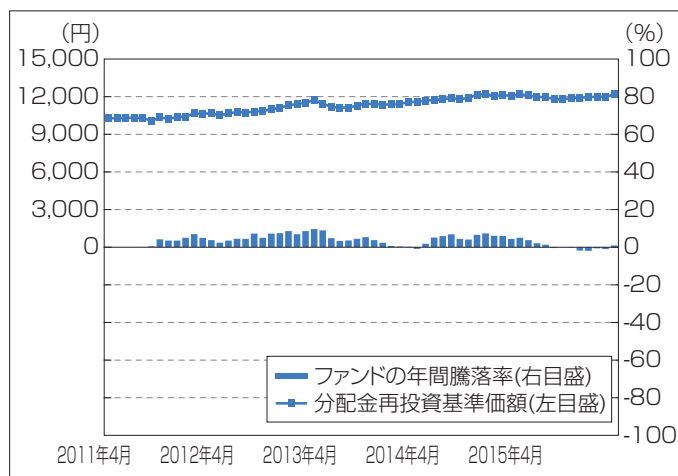
リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較(2011年4月~2016年3月)

◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)

年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。)

なお、当ファンドは2010年9月28日に設定しているため、年間騰落率については2011年9月以降の騰落率を表示しています。

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2011年4月~2016年3月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは2010年9月28日に設定しているため、当ファンドの年間騰落率については2011年9月以降の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外(先進国・新興国)の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク(以下、MSCI)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

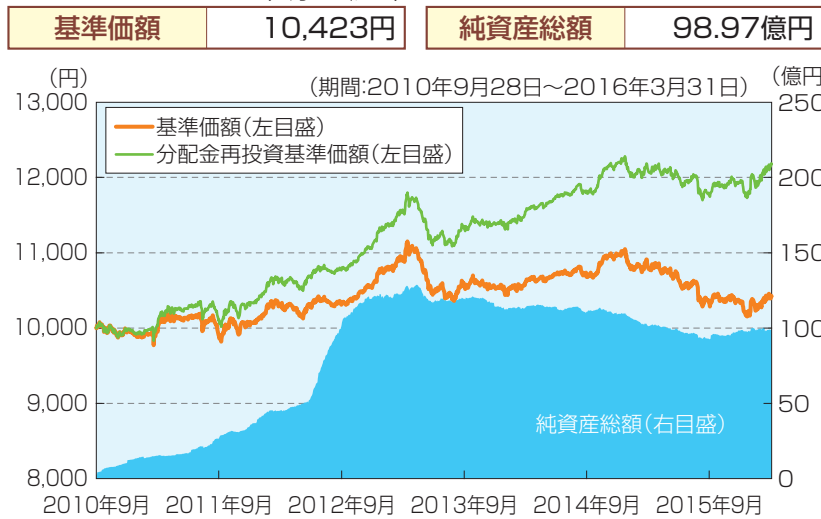
「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 運用実績

(2016年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2016年 3月	40円
2016年 2月	40円
2016年 1月	40円
2015年 12月	40円
2015年 11月	40円
直近1年間累計	450円
設定来累計	1,630円

設定来: 2010年9月28日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

主要な資産の状況

※各比率は小数点第二位を四捨五入して表示しています。

<資産の組入比率>

資産	比率(%)
国内公社債 マザーファンド受益証券	68.9
オーストラリア公社債 マザーファンド受益証券	30.5
現金・預金・その他の資産	0.6
合計	100.0

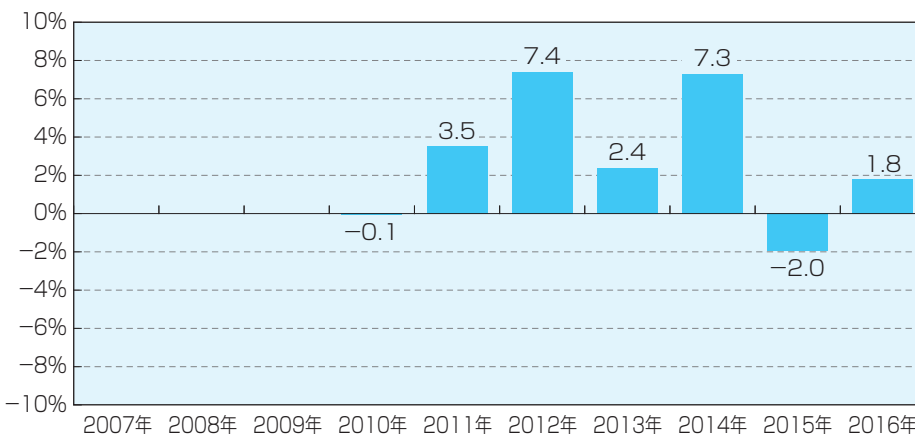
※比率は、当ファンドの純資産総額に対する組入比率です。

<マザーファンドにおける組入上位銘柄>

組入上位銘柄	利率(%)	償還期限	比率(%)
国内公社債マザーファンド			
第10回株式会社セブン&アイホールディングス無担保社債	0.15	2018年6月20日	2.8
第91回利付国債(20年)	2.30	2026年9月20日	2.6
第121回利付国債(20年)	1.90	2030年9月20日	2.5
第102回利付国債(20年)	2.40	2028年6月20日	2.5
第82回利付国債(20年)	2.10	2025年9月20日	2.5
第113回利付国債(20年)	2.10	2029年9月20日	2.4
第70回利付国債(20年)	2.40	2024年6月20日	2.4
オーストラリア公社債マザーファンド			
西オーストラリア州	5.00	2025年7月23日	16.6
クイーンズランド州	4.75	2025年7月21日	12.8
クイーンズランド州	3.25	2026年7月21日	11.1

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2016年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までには販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2016年10月1日から2016年12月26日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2020年9月26日まで(2010年9月28日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	原則として、ホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に電子公告を掲載します。
運用報告書	3月および9月のファンドの決算時ならびに償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の上限は2.16%(税抜2%)です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用(総額)	年率0.972% (税抜0.9%)以内の率	運用管理費用=日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配分(税抜)	(委託会社)	年率0.28% ~0.425%
	(販売会社)	年率0.28% ~0.425%
	(受託会社)	年率0.04% ~0.05%

運用管理費用(信託報酬)の率[信託報酬率]およびその配分は、每期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとします。なお、2016年3月31日現在の信託報酬率は、**年率0.648%(税抜0.6%)**です。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率[年率]	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
3%未満の場合	0.648% (税抜0.6%)	0.28%	0.28%	0.04%
3%以上4%未満の場合	0.756% (税抜0.7%)	0.33%	0.33%	0.04%
4%以上5%未満の場合	0.864% (税抜0.8%)	0.375%	0.375%	0.05%
5%以上の場合	0.972% (税抜0.9%)	0.425%	0.425%	0.05%

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

アセットマネジメント One 株式会社